

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1 (削除)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 医療法人の理事数</p> <p>法第46条の5第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1) 法第46条の6第1項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6 病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の管理者の理事就任</p> <p>(1) 法第46条の5第6項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1 (削除)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 医療法人の理事数</p> <p>法第46条の2第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1) 法第46条の3第1項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6 病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の管理者の理事就任</p> <p>(1) 法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

7 (削除)

8～9 (略)

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届出するものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の5第5項により準用する法第46条の4第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

1～2 (略)

別添1～4 略

7 (削除)

8～9 (略)

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届出するものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

1～2 (略)

別添1～4 略